

令和8年度 ガラス屑・陶磁器屑処理業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、ごみ処理基本計画及び諏訪市一般廃棄物処理実施計画並びにガラス屑・陶磁器屑処理業務委託の委託契約に基づき、委託内容等を定め、もって業務の適正な実施を図ることを目的とする。

2 法令遵守

受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、諏訪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及びその他の関係法令を遵守すること。

3 業務内容等

- (1) 受注者は、一般家庭から持込まれるガラス屑・陶磁器屑の持込み受付を行い、適正に保管すること。
- (2) 受注者は、「不燃資源物収集運搬業務委託」により収集したガラス屑・陶磁器屑を受入れ、持込み受付を行ったガラス屑・陶磁器屑と合わせて、不純物（ビニール袋・紙等）を除去後、適正に保管し、発注者が指定する運搬処理業者へ引渡すこと。
- (3) 受注者は、ガラス屑・陶磁器屑として処理できないものが混入していた場合は、分別し、処理方法について、必要に応じ発注者と協議の上、適切に処理すること。
- (4) 受注者は、中間処理後のガラス屑・陶磁器屑を引渡先の業者に引渡すまでの間、事故等のないよう適切に保管すること。
- (5) 受注者は、引渡先業者への引渡しの際、必要に応じ重機により積載に協力すること。
- (6) 受注者は、ガラス屑・陶磁器屑を受入れてから引渡先に引渡すまでの間、原則として他業務のごみと混合処理をしないこと。やむを得ず混合処理をする場合には、処理の方法及び処理量の把握の方法についてあらかじめ発注者の承認を得ること。
- (7) 受注者は、処理作業従事者の安全に十分配意するとともに、処理施設周辺の環境の保全に留意すること。
- (8) 受注者は、処理作業中に事故等が発生した場合、速やかに発注者に報告するとともに、受注者の責任において処理すること。
- (9) 予定処理量は、160,600kgとなります。ただし、この処理量は参考の数値となりますので、令和8年度の処理量を確約するものではありません。

4 引渡先

ガラス屑・陶磁器屑の引渡先は、発注者が指定する処理業者とする。

5 収集運搬業者との連携

受注者は、発注者が指定する不燃資源物収集運搬業者と十分な意思疎通を図り、ガラス屑・陶磁器屑の円滑な受入れに協力すること。

6 業務実績報告等

受注者は、毎月5日までに前月分の処理実績を報告すること。この報告書には、ガラス屑・陶磁器屑の搬入量、受付量、処理量、処理後の引渡先及び引渡量を明記し、引渡量または引渡先が受領した量且つ処理量を証する書類（計量伝票等）を添付すること。なお、ガラス屑・陶磁器屑の処理量は、不燃資源物収集運搬業者からの搬入量及び市民からの持込み受付を行った量とし、受注者の計量器を用いて計量した量とする。

7 定めのない事項

この仕様書に定めのない事項が生じた場合及びこの仕様書の解釈に疑義が生じたときは、その都度双方誠意をもって協議の上解決にあたるものとする。